

## 富田林市要綱第 6 1 号

## 富田林市保育所等運営事業者選考等委員会設置要綱

## (目的)

第 1 条 この要綱は、富田林市附属機関の設置に関する条例（昭和 3 8 年富田林市条例第 1 9 号）別表に規定する富田林市保育所等運営事業者選考等委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めることを目的とする。

## (所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 募集条件に関すること。
- (2) 事業者の選定に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

2 委員会は、事業者の選考に関して、前項各号に掲げる事項の審議の結果を市長に報告するものとする。

## (組織)

第 3 条 委員会は、委員 6 人以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 幼児教育及び保育に関して識見を有する者
- (2) 事業予定者の財務又は法務に関して識見を有する者
- (3) 富田林市民生委員児童委員協議会から推薦された者
- (4) 保育所又は認定こども園の保護者

## (委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱又は任命された日から翌年度の末日までとし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じたときは、直ちに補欠委員を選任するものとする。この場合において、当該補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

## (委員会の会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができ

ない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決するものとし、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を聴くことができる。

(報酬)

第7条 委員の報酬及び費用弁償については、特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償支給条例（昭和51年富田林市条例第20号）の例による。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、子育て福祉部こども未来室において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項については委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(富田林市民間保育所設置選考委員会要綱の廃止)

2 富田林市民間保育所設置選考委員会要綱（平成9年）は、廃止する。

(会議招集の特例)

3 第6条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行後最初に行われる委員会の招集は、市長が行う。

附 則（平成26年要綱第30号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年要綱第65号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年要綱第 号）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の富田林市保育所等運営事業者選考等委員会設置要綱の規定は、令和2年4月1日から適用する。